

第9章 計画の推進と進行管理及び評価

1 計画の周知及び点検・見直し

(1) 計画の周知・啓発

地域福祉の推進にあたっては本計画の理念を共有し、それぞれの団体や地域が主体的に取り組めるよう情報発信を行い、計画内容の周知・啓発を図ります。

(2) 計画の点検・見直し

本計画の目標達成のために各年度において、事業の実施状況・進捗状況等を庁内担当課中心に調査、分析、評価等を行い、住民ニーズの変化や国における新たな施策にも適切に対応するよう、適宜、施策の検討や見直しを図ります。

2 計画推進に向けた行政支援の充実

(1) 地域の人材の確保と連携

地域福祉に関する住民の様々なニーズに対応するため、行政職員や社協だけでなく、ボランティアや地域福祉コーディネーター、地域で福祉活動を推進する方々など、幅広い人材の確保・育成に努めます。

(2) 住民・企業等の参加・参画の推進

地域全体で地域福祉を推進するためには、住民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。本計画について広報等により住民等の理解を深めるとともに、地域における取組や各種団体活動を支援し、助け合い・支え合いのつながる町づくりに住民及び企業等の参加・参画を推進します。

3 計画推進に向けた体制

地域福祉を推進していくためには、行政や社協だけでなく、家庭や地域、ボランティア、NPO 団体、教育機関や企業など、地域社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、社協、相談支援事業所をはじめ、民生委員・児童委員、NPO 団体、ボランティア団体などの関係機関及び地域住民との連携を深め、情報の共有化を図りながら、それぞれが地域福祉に対する責任や役割を認識し、互いに協力しながら地域福祉を強化するための取組に主体的に参加し、様々な施策を計画的・総合的に推進します。